

総社市会計年度任用職員給与等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第3号

総社市会計年度任用職員給与等支給規則の一部を改正する規則

総社市会計年度任用職員給与等支給規則（令和2年総社市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を削る。

改正後	改正前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第12条 条例第14条の規定により準用する給与条例第26条に規定する期末手当を支給される、フルタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給に関し必要な事項については、常勤職員の例による。</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u> <u>第12条の2 条例第14条の2の規定により準用する給与条例第27条に規定する勤勉手当を支給される、フルタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給に関し必要な事項については、常勤職員の例による。</u></p> <p>(最低賃金を下回るパートタイム会計年度任用職員の報酬) <u>第12条の3 略</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 略</p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u> <u>第15条の2 条例第24条の2の規定により準用する給与条例第27条</u></p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第12条 条例第14条の規定により準用する給与条例第26条に規定する期末手当を支給される、フルタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額及びその他期末手当の支給に関し必要な事項については、常勤職員の例による。</p> <p>(最低賃金を下回るパートタイム会計年度任用職員の報酬) <u>第12条の2 略</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 略</p>

改正後	改正前
<u>に規定する勤勉手当を支給される、パートタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給に関し必要な事項については、常勤職員の例による。</u>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。